

## 鳴門教育大学附属学校長選考規則

平成16年4月1日

規則第20号

改正 平成17年3月14日規則第14号

平成20年3月11日規則第1号

平成25年9月11日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第24条第4項の規定に基づき、鳴門教育大学附属学校の校長（幼稚園にあつては、園長とする。以下「校長」という。）の選考について定める。

(選考)

第2条 校長の選考は、学長が行う。

2 校長は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第20条に規定する資格を有する者で、かつ、次の各号の一に該当する者のうちから、学長、理事及び附属学校部長が面談の上、選考する。

(1) 「徳島県教育委員会と国立大学法人鳴門教育大学の附属学校教員に係る人事交流に関する協定書」に基づき採用される者のうち、徳島県教育委員会が校長候補者として決定した教員

(2) 「徳島市教育委員会と鳴門教育大学との人事交流に関する協定書」に基づき採用される者のうち、徳島市教育委員会が校長候補者として決定した教員

(3) 学長、理事及び附属学校部長が協議し、校長候補者として決定した教員

(選考の時期)

第3条 学長は、次の各号の一に該当する場合に校長の選考を行う。

(1) 校長が定年退職となる時。

(2) 校長が辞任を申し出た時。

(3) 校長が欠員となった時。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、校長の選考に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年3月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年9月11日から施行する。